

基準日:2024年12月30日

キャピタル日本株式ファンド F 追加型投信・国内・株式

基準価額 (1万口当たり)純資産総額設定日: 2015年12月30日信託期間: 原則として無期限

20,983円 831.8億円 決算日 : 毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)

設定来の運用実績および純資産の推移



期間収益	率	TOPIX	
期間	ファンド	(配当込み)	差
1ヵ月	2.6%	4.0%	-1.4%
3ヵ月	2.8%	5.4%	-2.6%
6ヵ月	-1.2%	0.3%	-1.5%
1年	14.2%	20.5%	-6.3%
3年	28.4%	50.7%	-22.3%
設定来	108.6%	122.0%	-13.5%

分配金推移(1万口当たり、税引前)

決算期		分配金
第7期	2022年11月	0円
第8期	2023年11月	0円
第9期	2024年11月	0円
	設定来累計	0円

- ※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
- ※ 基準価額(税引前分配金再投資) およびTOPIX(配当込み)は、設定日を10,000として指数化しています。基準価額は、信託報酬控除後の値です。
- ※ 分配金は、過去の実績であり将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ※ 期間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。また、期間収益率は実際の投資家利回りとは異なります。
- ※ TOPIXに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

資産構成比率

Clジャパン・エクイティ・マザーファンド

株式		97.9%
	プライム市場	96.6%
	1.3%	
	-	
	その他市場	-
投資信託・投資	-	
現金・その他		2.1%
	合計	100.0%

組入上位5業種

業種	色		比率
1	電気機器		17.1%
2	情報・通信業		13.2%
3	機械		8.2%
4	化学		7.6%
5	銀行業		6.5%
		合計	52.5%

< 組入銘柄数:

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種名	比率
1	りそなホールディングス	銀行業	3.9%
2	ソニーグループ	電気機器	3.3%
3	トヨタ自動車	輸送用機器	3.3%
4	第一三共	医薬品	3.2%
5	東京エレクトロン	電気機器	2.8%
6	リクルートホールディングス	サービス業	2.8%
7	キーエンス	電気機器	2.7%
8	伊藤忠商事	卸売業	2.6%
9	日本テレビホールディングス	情報・通信業	2.6%
10	ダイキン工業	機械	2.4%

[※] 比率は、マザーファンドの純資産総額比です。業種は東証33分類をもとに分類しています。



83 >

[※] CIはキャピタル・インターナショナルの略称です。



月次レポート

基準日:2024年12月30日

キャピタル日本株式ファンド F 追加型投信・国内・株式

ファンドの特色

- キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド*1 (以下「マザーファンド」ということがあります。) への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ●キャピタル・グループのグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行なうことを基本とします。
- 運用にあたっては、ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとした アクティブ運用を行ないます。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。調査担当のアナリストも運用に参画し、担当業種の銘柄を組み入れます。
- TOPIX(配当込み)*2をベンチマークとします。
- *1 マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクおよびキャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッドに委託します。キャピタル・インターナショナル・インクおよびキャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッドは、は、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。
- *2 将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。

当ファンドを購入になれるのは、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件に該当する方が対象となります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。 投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、次の各リスクに限定されるものではありません。

● 価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や信用度、市場の需給関係等を 反映して変動します。当ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本 を割り込むことがあります。なお、外貨建資産に実質投資した場合には、為替変動の影響を受け、為替変動が円高に推移した場合は、 基準価額の下落要因となります。

● 信用リスク

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

● 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとしております。当ファンドの実質的な運用は個別企業の徹底した調査に基づく銘 柄選択によるボトムアップ・アプローチのアクティブ運用であるため、当ファンドの基準価額はTOPIX(配当込み)の動きとは異なる ものとなります。従って、当ファンドはベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、将 来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。
- 投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

当資料の最終ページに記載した「当資料のご利用にあたっての注意事項」をお読みください。



月次レポート

基準日:2024年12月30日

キャピタル日本株式ファンド F 追加型投信・国内・株式

お申込みメモ	
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。また、信託財産の残高
	規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える換金のご請求に制限を設けること
	または純資産総額に対し一定の比率を超える換金のご請求を制限する場合があります。
購入・換金等	取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、
申込受付の	購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチング
中止及び取消し	のお申込みの受付を取消すことがあります。
スイッチング	販売会社指定のファンド間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行なわ
	ない場合があります。
収益分配	年1回(11月)の決算時に原則として、分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により
	収益分配を行なわないことがあります。なお、分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。
	配当控除制度の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。
その他	当ファンドを購入になれるのは、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件に該当する投資者が対象と
	なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

日々の信託財産の純資産総額に対して**年率0.6105%(税抜0.555%)**の信託報酬率を乗じて得た金額とします。

その他の費用・手数料

- ・法定開示にかかる費用(監査費用および法定書類の作成・印刷費用等は日々の信託財産の純資産総額に対して年率0.05%(税込)を乗じて得た金額の合計額を上限とします。)
- ・ 資産管理費用、資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料、受託会社による資金の立替に伴う利息、 有価証券等の売買委託手数料等(運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示する ことができません。)

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「4. 手続・手数料等」をご覧ください。

当該手数料等の合計額については、投資家のみなさまが当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの関係法人

委託会社 キャピタル・インターナショナル株式会社

商号/キャピタル・インターナショナル株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第317号

加入協会/一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

委託会社は、信託財産の運用指図、受益権の発行、目論見書および運用報告書の作成等を行ないます。

投資顧問会社キャピタル・インターナショナル・インク、

(マザーファンド **キャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッド**

の投資顧問会社) 投資顧問会社は、マザーファンドの一部運用指図を行ないます。

販売会社 販売会社一覧をご覧ください。

販売会社は、当ファンドの募集の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、

一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行ないます。



月次レポート

基準日:2024年12月30日

キャピタル日本株式ファンドF 追加型投信・国内・株式

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)は下記の販売会社で入手することができます。

商号	登録番号等		加入協会			
			業協会	一般社団 法人日本投資 顧問業協会	取引業協会	一般社団 法人第二種 金融商品 取引業協会
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	0	0	0	0
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0

当資料のご利用にあたっての注意事項

当資料は当ファンドの商品説明用資料として当社が作成した資料であり、法令に基づく開示資料ではありません。ファンドの取得のお申込みを行なう場合には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、お客様自身でご判断ください。

当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等は過去のものであり、将来の市場環境・運用成果等を示唆または保証するものではありません。当資料に記載された市況や運用に関するコメント等の内容は作成日現在の当社見解であり将来の動向や結果を保証するものではなく、また将来事前の予告なく変更されることがあります。投資信託は値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますのでその値動きに伴い基準価額が変動します。従って投資元本および運用成果が保証されているものではなく、また投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属します。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。当資料中では四捨五入で処理した数値を用いる場合がありますので、誤差が生じることがあります。